



介護・福祉事業者向け総合商品の改定について

～「認知症患者の増加」や「情報漏えいの社会問題化」に伴う介護サービス事業者の賠償責任を補償～

2016年11月15日

MS&AD インシュアランス グループのあいおいニッセイ同和損害保険株式会社（社長：金杉恭三）は、認知症患者の増加、情報漏えいの社会問題化といった近年の環境変化に対応すべく、介護・福祉事業者向け商品の改定を実施します（2017年4月1日以降保険始期契約より）。

1. 背景

- ・近年、認知症患者数は増加を続けており、2025年には65歳以上の5人に1人が罹患すると言われています。認知症を患うと、徘徊等で誤って線路に立ち入るなどして電車を止めてしまい多額の損害賠償請求を受けるケースも想定されるため、万一の事故への備えとして保険のニーズが高まっています。
- ・公的機関や企業の個人情報漏えい事件のように、サイバー攻撃等を原因とする情報漏えい事件が社会問題となっています。また、2016年1月のマイナンバー制度スタートや2017年春に予定されている改正個人情報保護法の施行もあり、情報漏えいに備える保険への関心が非常に高まっています。

2. 商品改定の概要

対象商品	介護保険・社会福祉事業者総合保険
商品概要	老人ホームやデイサービス等を運営する介護サービス事業者などを対象とした保険で、損害賠償責任を中心とした事業者を取り巻きさまざまなリスクを1保険契約で総合的にカバーできる商品です。
改定①	従来の商品では補償されなかった「財物損壊を伴わない、財物の使用不能による損害賠償責任」を、全ての契約で補償します。 例えば、老人ホームを抜け出した利用者が誤って線路に立ち入る等して、接触事故は発生していないが電車を止めてしまった場合に、事業者が生じる賠償損害（例：鉄道会社から請求される振替輸送費）を、保険期間中 3,000 万円を限度に補償します。
改定②	利用者等の情報が漏えいした場合の事業者の損害賠償責任等を補償する特約（任意セット）を改定します。従来の商品では、情報が第三者に知られたことが明らかな場合のみ補償していましたが、今回の改定により、情報漏えいのおそれが発生した場合も新たに補償します。 例えば、利用者の介護サービスに関する情報をFAXで誤送信した場合や、利用者情報を格納しているデータベースに不正アクセスがあった場合等で、その情報が第三者に知られたか不明である際に、事業者が生じる賠償損害（例：精神的苦痛による慰謝料）や費用損害（例：見舞金費用）も補償します。
開始時期	2017年4月1日以降保険始期契約より

以上